

ID: 1911

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	社会福祉連携推進方針の変更の認定		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第140条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (社会福祉連携推進方針の変更) 第140条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日